

## 第4章 調整関係の概要（平成8年からの20年間）

### 第1節 労働争議調整事件の取扱状況

#### 1 概況

本県における労働争議調整事件の申請件数は、平成8年から平成27年までの20年間で68件であり、年平均にすると3.4件となっている。また、最も申請件数が多かったのは、平成8年の11件であるが、その後減少傾向にあり、近年では平成21年の5件の後は年間1～2件と低位で推移している（表1、図1参照）。

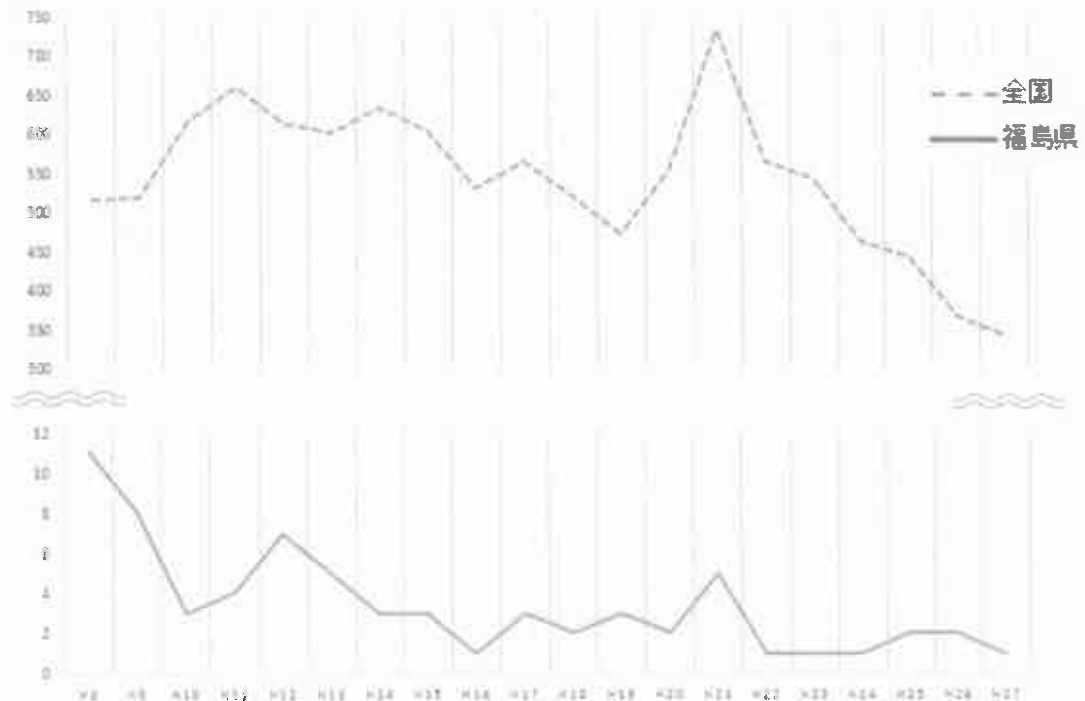
全国の労働委員会の総申請件数は、年間500～650件前後で推移し、リーマンショック後の平成21年に20年間で最多となる733件の申請があったものの、その後は減少傾向にある。また、個別的労使紛争が増加しつつある中で、労働争議調整事件についてもいわゆる合同労組からの申請が増加している。これは、不当労働行為事件と同様、労働争議調整事件という形式をとっているものの、実質的には組合員個人と会社との紛争であると考えられる。

表1 申請件数の推移

（単位：件）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
福島県	11	8	3	4	7	5	3	3	1	3	2	3	2	5	1	1	1	2	2	1	68
全国	516	518	617	661	613	601	634	605	531	564	521	472	552	733	566	543	463	442	367	344	10,863

図1 申請件数の推移



## 2 申請状況

### (1) 申請者別件数

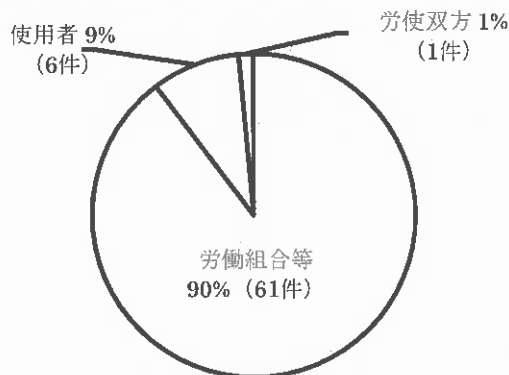
労働争議調整事件を申請者別にみると、平成8年から平成27年までの20年間で申請のあった事件のうち、労働組合等からの申請によるものが61件(90%)、使用者からの申請によるものが6件(9%)、労使双方からの申請によるものが1件(1%)となっている(表2、図2参照)。

表2 申請者別件数の推移

(単位:件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
労働組合	10	8	3	4	7	4	2	3	1	3	2	3	1	4		1	1	2	2		61
使用者	1					1	1						1	1							6
労使双方															1						1
合計	11	8	3	4	7	5	3	3	1	3	2	3	2	5	1	1	1	2	2	1	68

図2 申請者別件数



### (2) 企業規模別件数

労働争議調整事件を企業規模別にみると、従業員数が1~49人の企業が22件(32%)で最も多く、次いで、50~99人の企業が15件(22%)、100~499人の企業と500~999人の企業がそれぞれ12件(18%)、1,000人以上の企業が7件(10%)となっている(表3、図3参照)。

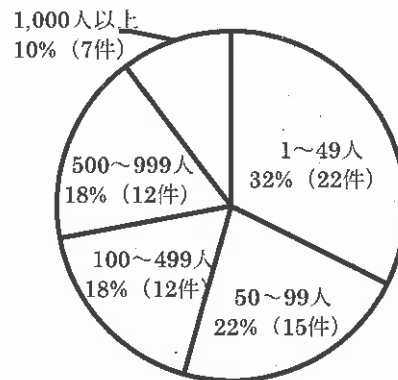
この20年間では、100人以下の企業での申請が合わせて37件(54%)と半数以上を占めており、また、平成19年以降、1,000人以上の企業からの申請はない。

表3 企業規模別件数の推移

(単位:件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計	
1~49人	3	2	1		2	1		2	1	1		2		2	1	1	1	1	1		22	
50~99人	2	1	1		3					2	1		2	1						1	1	15
100~499人	1	1		3	2	2	1					1		1								12
500~999人	3	2	1	1		1	1	1						1				1				12
1,000人以上	2	2				1	1				1											7
合計	11	8	3	4	7	5	3	3	1	3	2	3	2	5	1	1	1	2	2	1	68	

図3 企業規模別件数



(3) 産業別件数

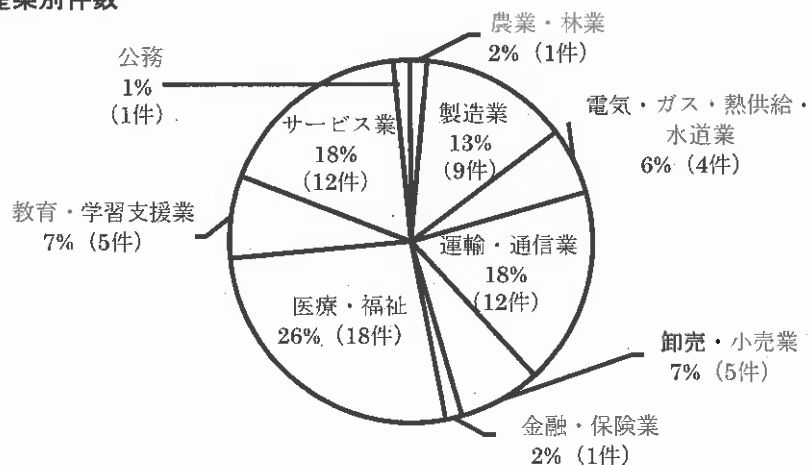
労働争議調整事件を産業別にみると、医療・福祉が18件(26%)で最も多く、次いで、運輸・通信業とサービス業がそれぞれ12件(18%)、製造業が9件(13%)、卸売・小売業と教育・学習支援業がそれぞれ5件(7%)、電気・ガス・熱供給・水道業が4件(6%)、農業・林業、金融・保険業及び公務がそれぞれ1件(1%)となっている(表4、図4参照)。

表4 産業別件数の推移

(単位：件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計	
農業・林業												1									1	
製造業	3	1		1	2			1		1											9	
電気・ガス・熱供給・水道業					1	1														2	4	
運輸・通信業	1		1		3		1				2	1		1	1				1		12	
卸売・小売業			2						1								1		1		5	
金融・保険業	1																				1	
医療・福祉	2	2		2		2	2	1			1	1	1	3					1		18	
教育・学習支援業	1	1								1			1		1						5	
サービス業	3	2	2	1	1	2														1	12	
公務															1						1	
合計	11	8	3	4	7	5	3	3	1	3	2	3	2	5	1	1	1	1	2	2	1	68

図4 産業別件数



(4) 調整事項別件数

労働争議調整事件を調整事項別にみると、「賃金等」が61件(50%)と最も多く、団交促進が19件(15%)、「経営・人事」が18件(15%)、「給与以外の労働条件等」と「その他」が7件(6%)、「組合承認・組合活動」が5件(4%)、「協約締結・全面改定」が3件(2%)、「協約効力・解釈」が2件(2%)となっている。「賃金等」では「一時金」に関する事項が最も多く、「経営・人事」では「その他の経営・人事」に関する事項が最も多くなっている(表5、図5参照)。

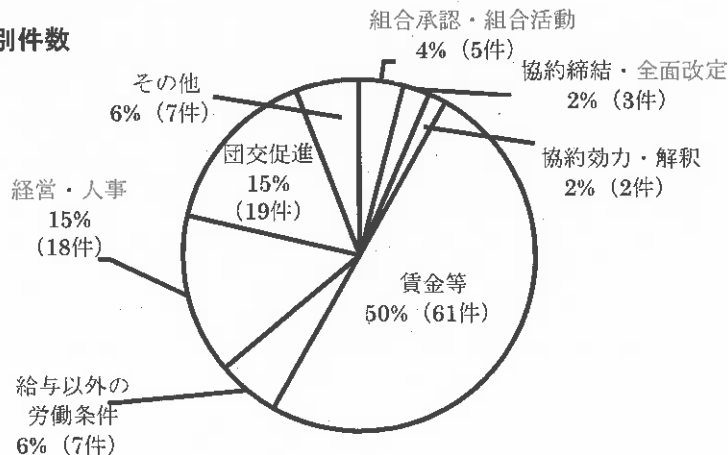
表5 調整事項別件数の推移

(単位：件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
組合承認・組合活動	1	1				1					1			1							5
協約締結・全面改定						1	1				1										3
協約効力・解釈								1		1											2
賃金等	10	15	2	5	7	2	1	1				4	2	2	1	3		1	2	3	61
賃上げ	3	3		2	1	1		1					1	1					2	1	16
一時金	6	6	2	1	3	1	1									1				2	23
諸手当		1		2	1							1				1					6
退職金	1				1							1		1							4
その他賃金等		5			1							2	1		1	1		1			12
給与以外の労働条件	1					1	1	1					1	1	1						7
労働時間・休日・休暇						1	1														2
定年制	1												1								2
その他の労働条件								1								1					2
経営・人事	3		1		2		1	1	1	1	1	2		3	1					1	18
事業休業止・事業縮小	1																				1
配置転換																					0
解雇	1		1					1	1			2		1	1						8
その他の経営・人事	1				2		1			1	1			2						1	9
福利厚生																					0
団交促進	3	4	1	1	1	2	1	1		2			1					1	1		19
その他	2	1			1	1							1			1					7
合計	20	21	4	6	11	8	5	5	1	4	3	6	5	7	3	4	1	2	2	4	122

※ 調整事項数は、1件の調整事件で複数の調整事項数があった場合には、それぞれに集計しているため、新規申請件数(68件)と一致しない。

図5 調整事項別件数



## 2 終結状況

### (1) 終結区分件数

労働争議調整事件の終結状況をみると、解決が32件(46%)、取下げが19件(27%)、打切りが19件(27%)となっており、取下げのあった件数を除いた終結件数に対する解決件数の比率は63%となっている(表6、図6参照)。

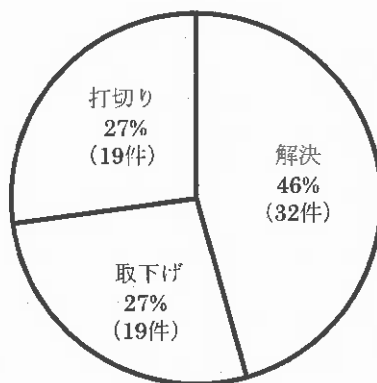
表6 終結区分件数の推移

(単位:件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
取扱件数	13	10	4	4	7	7	5	3	2	3	3	3	2	5	1	1	2	2	2	1	80
繰越件数	2	2	1			2	2		1		1						1				12
新規件数	11	8	3	4	7	5	3	3	1	3	2	3	2	5	1	1	1	2	2	1	68
解決件数	7	4		3	3	1	2	1	1	1	1		2	3			1	2			32
取下件数	3	2	4	1	1	1	1	1	1	1							1		2		19
打切件数	1	3			1	3	2					2	3		2	1					19
繰越件数	2	1			2	2		1		1							1				10
解決率(%)	72.7	44.4	50.0	75.0	60.0	20.0	40.0	50.0	50.0	50.0	33.3		100	60.0			100	100			45.7

※ 繰越した事件はそれぞれの年に計上しているため、終結件数(70件)と取扱件数(80件)は一致しない。

図6 終結区分件数



(2) 所要日数

労働争議調整事件を所要日数別にみると、調整員指名前に取下げられたものを除く59件の平均所要日数は、32.6日であった。なお、平成19年は、平均所要日数が3日となっているが、これは申請のあった3件のうち2件で被申請者からあっせん応諾を拒否されたため、調整員を指名した日にあっせんを打ち切ったためである(表7参照)。

※ ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの日数をいう。

表7 所要日数の推移

(単位：上段は件、下段は日)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
あっせん	10	7	4	3	4	4	3	2	1	1	3	3	2	5	1		1	2		1	2.9
	53.5	31.7	33.8	29.7	16.3	19.8	16.0	97.5	65.0	7.0	28.0	3.0	13.5	10.8	40.0		39.0	22.0		57.0	31.5
調停		1					1														0.1
		30.0					97.0														63.5
仲裁																					
合計	10	8	4	3	4	4	4	2	1	1	3	3	2	5	1		1	2		1	3.0
	53.5	31.5	33.8	29.7	16.3	19.8	36.3	97.5	65.0	7.0	28.0	3.0	13.5	10.8	40.0		39.0	22.0		57.0	32.6

※ 上段が件数、下段が平均所要日数を表している。